

## 令和元年度 八戸圏域競技用スピードスケート靴購入支援事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1 この要領は、スピードスケート競技の普及と競技レベルの向上を推進するため、スピードスケート競技を行う八戸圏域連携中枢都市圏内（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）の中学生が、競技用スピードスケート靴の購入（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (補助対象)

第2 補助対象者及び補助金の交付対象となる競技用スピードスケート靴の要件については、別表のとおりとする。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、競技用スピードスケート靴の購入に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 補助金の額は、前項に定める補助対象経費の3分の1（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）又は3万円のいずれか低い額とする。

### (補助金の交付申請の受付)

第4 補助金の交付申請の受付は、令和元年6月14日（金）から開始し、令和2年3月13日（金）で終了する。

2 補助金の交付申請は、受付順に整理するものとする。ただし、郵送による申請の場合には、交付申請書が八戸市庁に到着した日を受付日とする。

3 前項ただし書の場合において、交付申請書が八戸市庁に到着した日が休日（八戸市の休日に関する条例（平成2年八戸市条例第20号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、受付日をその日後においてその日に最も近い休日以外の日とする。

4 補助金の交付申請に係る受付は、当該年度の予算の範囲内で行うこととし、予算を超過した場合は、前項の規定にかかわらず、受付を終了するものとする。

5 交付申請のあった補助金の総額が当該年度の予算の額を超える日に複数の交付申請を受け付けた場合には、当該日の受付に係る交付申請者の中から抽選を行い、交付申請を受理する者を決定する。

### (交付申請)

第5 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 日本スケート連盟に選手登録していることが分かる文書
- (2) 補助対象経費が分かる契約書又は見積書の写し等
- (3) 購入する競技用スピードスケート靴の形状等が分かる仕様書又はカタログ等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6 規則第5条による通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

- 2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき認めるときは補助金を交付しないことを決定し、補助金交付不決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第7 補助対象者は、令和2年3月31日までに競技用スピードスケート靴を購入し、令和元年度内に補助事業を完了しなければならない。

- 2 競技用スピードスケート靴を購入し、補助対象経費の支払を完了した日を補助事業の完了日とする。

(補助事業等の変更の届出)

第8 規則第7条の規定により補助事業の変更等の承認を受けようとする者は、変更等承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 前項の補助事業の変更により補助金の額が変更になる場合において、変更後の補助金の額は、補助金交付決定通知書にある補助金交付額の範囲内とする。
- 3 市長は第1項の規定による申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、変更等を承認したときは、変更承認書（別記第5号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条の実績報告書は、別記第6号様式のとおりとする。

- 2 規則第12条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し
- (2) 競技用スピードスケート靴の保証書又は納品書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 前2項の書類は、補助事業が完了した日（第6条第1項の通知を受けた日において既に補助事業が完了している場合にあつては、同日）から起算して1箇月を経過する日又は令和2年3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(確定)

第 10 規則第 13 条の規定による通知は、補助金確定通知書（別記第 7 号様式）により行うものとする。

(交付時期)

第 11 補助金は、規則第 13 条の規定によりその額の確定した後、補助金請求書（別記第 8 号様式）による補助対象者からの請求に基づき、交付する。

(交付回数)

第 12 補助金の交付は、第 2 号に規定する者に対し、1 回限りとする。

(協力)

第 13 補助対象者は、市長の要求があった場合は、競技用スピードスケート靴の使用状況等に関し、市長に報告しなければならない。

(手続代行者)

第 14 補助対象者は、競技用スピードスケート靴を販売する者に対し、補助事業の関係書類に係る手続の代行を依頼することができる。

2 競技用スピードスケート靴を販売する者は、前項の規定により依頼された手続について、誠意をもって実施するものとする。

(その他)

第 15 この要領に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年 6 月 14 日から実施し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表（第2関係）

補助対象者	次に掲げる要件を全て満たす個人とする。 (1) 連携中枢都市圏内に住民登録があり、日本スケート連盟に選手登録をしている中学生であること。 (2) この要領の規定によりいまだ補助金の交付を受けていないこと。 (3) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に競技用スケート靴を購入し、補助事業を完了する、又は完了予定であること。
補助金の交付対象となる競技用スピードスケート靴	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 未使用品であること。 (2) 展示物や商品としてではなく、補助対象者自らが競技用として使用するものであること。